

高松市景観規則（平成24年高松市規則第52号）

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び高松市景観条例（平成24年高松市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 煙突
- （2） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- （3） 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- （4） 擁壁
- （5） 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- （6） 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- （7） 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- （8） 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- （9） 立体駐車場
- （10） 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの

（事前協議）

第3条 条例第9条第1項の規定による事前協議は、事前協議申出書（様式第1号）に次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付図書の一部を省略することができる。

- （1） 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 次に掲げる図書
 - ア 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号に掲げる図書
 - イ 建築物又は工作物の平面図
 - ウ 外構平面図

エ 完成予想図

オ その他市長が必要と認める図書

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為 次に掲げる図書

ア 省令第1条第2項第2号に掲げる図書

イ その他市長が必要と認める図書

(事前協議の終了の申出)

第4条 条例第9条第2項第2号の規定による申出は、事前協議終了申出書(様式第2号)によらなければならない。

(事前協議の結果の通知)

第5条 条例第9条第3項の規定による通知は、事前協議結果通知書(様式第3号)によらなければならない。

(行為の届出)

第6条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第4号)によらなければならない。

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第5号)によらなければならない。

(届出に添付する図書)

第7条 条例第10条の規則で定める図書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付図書の一部を省略することができる。

(1) 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為 次に掲げる図書

ア 外構平面図

イ 完成予想図

ウ その他市長が必要と認める図書

(2) 法第16条第1項第3号に規定する行為 市長が必要と認める図書

(行為の完了の報告)

第8条 条例第12条の規定による完了又は中止の報告は、完了(中止)報告書(様式第6号)に市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

(身分証明書)

第 9 条 法第 17 条第 8 項及び第 23 条第 3 項（法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに条例第 13 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 7 号）によるものとする。

（公表）

第 10 条 条例第 15 条第 1 項に規定する公表は、次に掲げる事項について、高松市公告式条例（昭和 25 年高松市条例第 1 号）に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

- （1） 勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- （2） 法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為の場所
- （3） 勧告の内容
- （4） その他市長が必要と認める事項
（景観重要建造物等の指定の提案）

第 11 条 法第 20 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書（様式第 8 号）により行わなければならない。

（景観重要建造物等の標識の設置）

第 12 条 法第 21 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の標識は、道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 法第 21 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- （2） 指定番号
- （3） 指定年月日
- （4） その他市長が必要と認める事項

（委任）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 27 日規則第 42 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 37 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日規則第 10 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号、様式第 5 号（「㊟」を削る部分に限る。）、様式第 6 号（「㊟」を削る部分に限る。）及び様式第 8 号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号から様式第 6 号まで及び様式第 8 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申出者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

事前協議申出書

高松市景観条例第9条第1項の規定により、景観計画区域内で行う行為に係る事前協議について、次のとおり申し出ます。

| | | | |
|------------|-----------------------------------|--|---|
| 行為の場所 | | | |
| 行為の種類 | <input type="checkbox"/> 建築物 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 外観の変更 | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |
| | <input type="checkbox"/> 工作物 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 外観の変更 | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |
| | <input type="checkbox"/> 開発行為 | | |
| 行為の予定期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 都市計画区域等の区分 | <input type="checkbox"/> 都市計画区域内 | <input type="checkbox"/> 用途地域（ ） <input type="checkbox"/> 用途地域外 | |
| | <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 | | |
| 景観計画区域等の区分 | <input type="checkbox"/> 一般区域 | <input type="checkbox"/> 市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園居住景観ゾーン <input type="checkbox"/> 山地・丘陵地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 海・島しょ景観ゾーン <input type="checkbox"/> 瀬戸内海景観ゾーン | |
| | <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 | <input type="checkbox"/> 栗林公園周辺 <input type="checkbox"/> 仏生山歴史街道 <input type="checkbox"/> 都市軸沿道（11・193号等） <input type="checkbox"/> 屋島 讃岐国分寺跡周辺 | |
| 設計者 | 住所 | ※受付欄 | |
| | 氏名 | | |
| | 電話番号 | | |
| 施工者 | 住所 | ※受付欄 | |
| | 氏名 | | |
| | 電話番号 | | |

(裏)

| | | | | | | | |
|----------------------|-------------|---|---|----------------|----------------|---|--|
| 設計 又は 施行 方法 | 建築物 の概要 | | 申出部分 | 既存部分 | 合計 | | |
| | | 敷地面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| | | 建築面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| | | 延べ面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| | | 最高の高さ | m | m | | | |
| | | 用途 | | | | | |
| | | 構造 | | | | | |
| | | 階数 | 地上階・地下階 | | | | |
| | | 外観 | 壁面 | 仕上方法 | | | |
| | | | | 色彩 | | | |
| | | | 屋根 | 仕上方法 | | | |
| | 色彩 | | | | | | |
| | 屋外広告物 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合 種類・個数・面積) | | | | | |
| | 工作物 の概要 | 種類 | | | | | |
| | | 構造 | | | | | |
| | | 高さ | m | | | | |
| | | 外観 | 仕上方法 | | | | |
| | | | 色彩 | | | | |
| | | 屋外広告物 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合 種類・個数・面積) | | | | |
| | 開発行為 の概要 | 区域面積 | m ² | | | | |
| | | 法面 | 高さ | m | 長さ | m | |
| | | | 仕上方法 | | | | |
| | | 擁壁 | 高さ | m | 長さ | m | |
| | | | 仕上方法 | | | | |

備考

- 1 該当する□内にレ印を付けてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 色彩欄については、マンセル値で記入してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申出者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

事前協議終了申出書

高松市景観条例第9条第2項第2号の規定により、景観計画区域内で行う行為に係る事前協議を終了したいので、次のとおり申し出ます。

| | | | |
|---------------|-------------------------------|---|---|
| 行為の場所 | | | |
| 行為の種類 | <input type="checkbox"/> 建築物 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 外観の変更 | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |
| | <input type="checkbox"/> 工作物 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 外観の変更 | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |
| | <input type="checkbox"/> 開発行為 | | |
| 行為の予定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 事前協議申出書の提出年月日 | 年 月 日 | | |
| 事前協議を終了する理由 | | | |

備考

- 1 該当する□内にレ印を付けてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

※受付欄

| |
|--|
| |
|--|

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

高松市長

事前協議結果通知書

高松市景観条例第9条第3項の規定により、 年 月 日付け
で申出のあった事前協議の結果について、次のとおり通知します。

| | |
|---------|--|
| 行為の場所 | |
| 行為の種類 | |
| 事前協議の結果 | |

(裏)

| | | | | | | | |
|----------------------|-------------|---|---|----------------|----------------|---|--|
| 設計 又は 施行 方法 | 建築物 の概要 | | 届出部分 | 既存部分 | 合計 | | |
| | | 敷地面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| | | 建築面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| | | 延べ面積 | m ² | m ² | m ² | | |
| | | 最高の高さ | m | m | | | |
| | | 用途 | | | | | |
| | | 構造 | | | | | |
| | | 階数 | 地上階・地下階 | | | | |
| | | 外観 | 壁面 | 仕上方法 | | | |
| | | | | 色彩 | | | |
| | 屋根 | | 仕上方法 | | | | |
| | | | 色彩 | | | | |
| | 屋外広告物 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合 種類・個数・面積) | | | | | |
| | 工作物 の概要 | 種類 | | | | | |
| | | 構造 | | | | | |
| | | 高さ | m | | | | |
| | | 外観 | 仕上方法 | | | | |
| | | | 色彩 | | | | |
| | | 屋外広告物 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合 種類・個数・面積) | | | | |
| | 開発行為 の概要 | 区域面積 | m ² | | | | |
| | | 法面 | 高さ | m | 長さ | m | |
| | | | 仕上方法 | | | | |
| | | 擁壁 | 高さ | m | 長さ | m | |
| | 仕上方法 | | | | | | |

備考

- 1 該当する□内にレ印を付けてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 色彩欄については、マンセル値で記入してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所〕
の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、行為の変更について、次のとおり届け出ます。

| | | |
|----------------------------|---------|---------|
| 景観計画区域内における行為の届出書の受付番号（※1） | | |
| 行為の場所 | | |
| 行為の種類 | | |
| 行為の予定期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 変更の内容 | | |
| 変更の理由 | | 受付欄（※2） |
| | | |

※1 景観法第16条第1項の規定による届出に係る行為についての通知文で示された受付番号をいいます。

※2 受付欄は、記入しないでください。

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 住所
氏名
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕
電話番号

完了（中止）報告書

高松市景観条例第12条の規定により、行為の完了（中止）について、次のとおり報告します。

| | |
|----------------------------|-------|
| 景観計画区域内における行為の届出書の受付番号（※1） | |
| 行為の場所 | |
| 行為の種類 | |
| 完了又は中止の年 月 日 | 年 月 日 |
| 行為を中止したときは、その理由 | |

※1 景観法第16条第1項の規定による届出に係る行為についての通知文で示された受付番号をいいます。

※2 受付欄は、記入しないでください。

受付欄（※2）

| |
|--|
| |
|--|

様式第7号（第9条関係）

（表）

| | |
|--|--|
| <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 氏 名</p> <p>生 年 月 日 年 月 日</p> <p>上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項若しくは高松市景観条例第13条第1項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">高松市長 印</p> | <p>6 セ ン チ メ ー ト ル</p> |
| <p>9 センチメートル</p> | |

（裏）

景観法（抜粋）

第17条

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第23条

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

高松市景観条例（抜粋）

（報告及び立入検査）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、法第16条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該行為の対象となる土地に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（宛先）高松市長

提案者 住所
氏名
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所〕
の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

景観重要建造物等指定提案書

景観法第 2 0 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 2 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定について、次のとおり提案します。

| | | |
|--------------------------|------|--|
| 建造物の名称 又は 樹木の樹種 | | |
| 建造物又は 樹木の所在地 | | |
| 建造物の外観 の特徴又は 樹容の特徴 | | |
| 建造物又は 樹木の所有者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 提案理由 | | |

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

※受付欄

| |
|--|
| |
|--|